

Society5.0時代の到来や新型コロナウイルス感染症など予測困難な時代を迎えるにあたり、学校教育では、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。そのため、学習指導要領の着実な実施や、GIGAスクール構想の実現、学校における働き方改革を推進する一方で、教員の養成や採用、研修の高度化など、必要な改革を躊躇なく断行しながら、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現していく必要がある。

現下の学校教育現場では、特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒の増加など子どもたちの多様化とともに、貧困、いじめの重大事案や不登校児童生徒数の増加など課題が複雑化しているとともに、中学校や高校においては生徒の学習意欲の低下がみられるところである。また、本来家庭や地域でなすべきことを学校が担っており、結果として学校や教師の負担が増大している。学校における働き方改革は徐々に成果が表れつつあるものの、依然として長時間勤務は解消されず、長時間勤務も一つの要因として考えられる教員の精神疾患による病気休職者数については、全教育職員数の約0.6%にあたる年間5,000人台で推移している。

人材確保に関しては、今年1月、文部科学省が取りまとめた教師不足に関する実態調査によると、令和3年5月1日時点で2,065人の教師が不足するという憂慮すべき実態が明らかになった。また、公立学校の教員採用試験の競争率は平成12年度の13.3倍をピークに年々下がり、令和4年度は3.7倍と過去最低の水準まで低下した。受験者数についても前年度と比較して7,876人減少しており、受験者数減により、質の高い教師の確保も難しくなるところである。

このような状況が続ければ、子どもたちの学習環境の維持向上に支障をきたすばかりでなく、将来教師を目指す人材確保にさらに影響を及ぼすなど、「令和の日本型学校教育」の実現に多大な影響がある。今後、指定都市が教師不足の解消に向け、指導環境の改善等による人材確保の取組をさらに加速させていくにあたり、以下の事項について早急に実施するよう要請する。

1 教職員定数の更なる改善策として、学級編制の標準改定にあたっては、中学校における改定も併せて行い、他の加配からの振替によることのないように進めるとともに、将来を見据えた採用計画とするため、中学校における学級編制の標準改定は可能な限り早期に決定すること。

また、小学校高学年における教科担任制のための加配定数を計画どおりに配置するとともに、教科担任制の実施が授業の質の向上や働き方改革に資する観点から、加

配定数での措置ではなく、恒常に教科担任制が実施できる体制整備に向けて、教科担任制のメリットや課題を全国から集約するなど、各自治体と連携して取り組みを進めること。

さらに、指導方法の工夫改善や、子どもたちを取り巻く環境の多様化や様々な課題に対応するための加配をさらに増加させるとともに、必要な財政措置を講ずること。

2 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家の養成を図るとともに、これら専門家を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。

3 特別支援学校の学級編制及び教職員配置については、在籍児童生徒の増加に加え、障害が重度・重複化、多様化していることから、よりきめ細かな教育を推進していくよう、定数配置基準の見直しを行うこと。

さらに、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の拡充のため、新たに理学療法士や医療的ケア看護職員など専門家にかかる定数措置を講ずること。

4 小・中学校の特別支援学級及び通級による指導に係る定数措置については、特別支援学級に在籍する児童生徒、通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒の増加に伴い、一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導を推進していくよう、特別支援学級においては障害の区分ごとに各学年の児童又は生徒の数を8で除した数を標準学級とする国の学級編制の標準、また通級による指導においては「障害に応じた特別の指導であって政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）の数にそれぞれ1/3分の1を乗じて得た数の合計数」とする国の教職員定数の標準の緩和を図ること。

5 公立学校に在籍する外国人児童生徒等の今後の更なる増加が予想される現状において、日本語指導が必要な児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制充実のため、日本語指導担当教員の基礎定数化に伴う児童生徒18人に1人とされている国の教職員定数の標準の緩和及び年度後半の受入対応も考慮した定数加配措置の充実を図ること。

6 育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合や、年度途中で出産休暇等を取得する教職員の代替者を年度当初に任用した場合にも、算定基礎定数に含め、国庫負担金の対象とすること。

また、育児短時間勤務制度についても、その取得希望増加に応えつつ、学校体制の維持を図るため、短時間勤務者は、週当たり勤務時間数がおよそ半分となることから、

定数上0.5と数えることとし、補充を入れずに、2人で定数1とすることも可能とすることなど制度の拡充を図ること。

- 7 教職調整額について、現在の教員の勤務実態を踏まえた上で、現在検討されている一律支給の見直しや新たな手当の創設等、実態に見合った制度への見直しを早急に行うとともに、必要な財政措置を講ずること。
- 8 教育現場において重要な役割を担っている臨時的任用教員が不足している現状を解消するため、地域の実状に応じた臨時的任用教員の処遇改善を図るための特例交付金や新たな手当等を早急に創設するとともに、必要な財政措置を講ずること。
- 9 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革において、持続可能な活動機会を確保するためにも、休日だけでなく平日も含めた地域移行の実現可能性の高い制度設計に取り組むこと。
- 10 部活動指導員や教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、スクールロイヤー等の配置や部活動の地域移行など、教員の負担軽減のための施策について、配置拡大や都市部の実態を踏まえた補助基準額の引き上げ及び補助率の嵩上げ、兼職兼業により必要となった割増賃金への補助制度の創設、人材派遣・外部委託・地域人材（報償費による有償ボランティア）を活用した事業等の補助対象を拡大するなど、各地域の実態に応じた多様な運営手法を選択しうる制度となるよう、より一層の財政措置を講ずること。
- 11 教職の魅力向上に向け、教員を志す大学生や社会人のみならず、小学生や中学生、高校生及びその保護者への教職の魅力を積極的に発信する啓発キャンペーン活動の展開等、全国規模での広報活動に取り組むこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会